

寄付後にお礼品を選べる新サービス 「さとふるのあとから選べるお礼品」を2024年4月下旬より開始

～お礼品の保管場所問題が解決、合算してお礼品を受け取ることも可能に～

ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」(<https://www.satofull.jp/>)を運営する株式会社さとふる（本社：東京都中央区、代表取締役社長 兼 CEO：藤井 宏明）は寄付後に「お礼品交換チケット」を受け取り、寄付者の任意のタイミングでお礼品と交換できる新サービス「さとふるのあとから選べるお礼品」を2024年4月下旬より開始します。

■イメージ



サービス予告ページ URL：<https://www.satofull.jp/static/atokara/instruction.php>

■「さとふるのあとから選べるお礼品」概要

「さとふるのあとから選べるお礼品」を導入している自治体に寄付することで受け取ることができる「お礼品交換チケット」と、寄付した自治体が対象としているお礼品を、寄付者の任意のタイミングで交換できるサービスです。

ふるさと納税は毎年12月31日がその年の寄付受け付けの締め切りとなり、年末に寄付が集中する傾向にあります。そのため、年末にお礼品を選ぶ時間が充分にとれないという声や、短期間に集中して寄付を行った分のお礼品が同時期に届き保管場所に困ってしまうといった声が聞かれます。

「さとふるのあとから選べるお礼品」であれば、寄付時は「お礼品交換チケット」を受け取るだけでよいので、寄付受け付けの締め切り直前に急いでお礼品を選ぶ必要がなく、お礼品への交換のタイミングも自分で選べるため、保管場所に困ることがありません。

また、数年にわたって同じ自治体へ寄付して受け取った「お礼品交換チケット」を合算して交換に使用できるため、1年分の控除上限額を超える寄付額のお礼品を受け取ることができるようになります。

株式会社さとふるは、今後も会員向けサービスの向上により、さらに多くの方々に継続的にふるさと納税を活用してもらうことで地域を応援する人々を増やし、さらなる地域活性化を推進します。

※お礼品交換チケットの有効期限は自治体ごとに異なります。（最長10年）

※お礼品を交換できるのは、寄付先の自治体が提供するお礼品に限ります。また、これまでのように寄付時にお礼品を選ぶ場合と「さとふるのあとから選べるお礼品」の場合では、お礼品の掲載内容が異なることがあります。

■「さとふるのあとから選べるお礼品」使用イメージ



■こんな場面で便利！「さとふるのあとから選べるお礼品」



・ 年末までにお礼品を選ぶ時間がない

その年の申込み期限となる年末が迫っていても、年内に「さとふるのあとから選べるお礼品」を利用して寄付をしておけば、翌年以降にお礼品をゆっくり選べます。



・ お礼品が届くタイミングが重なって、保管場所がない

「さとふるのあとから選べるお礼品」を使えば好きなタイミングでお礼品を選ぶことができるので、お礼品の届く時期が集中してしまい保管場所に困ることがありません。



・ 魅力的なお礼品があるが自身の控除上限額を超えている

有効期限内であれば「お礼品交換チケット」を合算して交換に使用できるため、数年分を積み立てて寄付額が高いお礼品と交換することも可能です。

※ 自治体の都合により、運用は変更される場合がございます。

■株式会社さとふるについて

株式会社さとふるは、ふるさと納税（自治体への寄付）を通して地域活性化を推進しています。「ふるさとの元気を“フル”にする、ふるさとの魅力が“フル”に集まる ふるさと応援、ふるさと納税ポータルサイト」をコンセプトに、寄付者向けに「さとふる」で寄付先の自治体やお礼品の選定、寄付の申込み、寄付金の支払いなどができるサービスを提供しています。自治体向けには寄付の募集や申込み受け付け、寄付金の収納、お礼品の在庫管理や配送など、ふるさと納税の運営に必要な業務を一括代行するサービスを提供しています。また、ふるさと納税を活用した地域活性化の取り組みを掲載する、地域情報サイト「ふるさとこづち」(<https://www.satofull.jp/koduchi/>)を運営しています。

以上

- この報道発表資料に記載されている会社名および製品・サービス名は、各社の登録商標または商標です。
 - この報道発表資料に記載されている内容、製品、仕様、問い合わせ先およびその他の情報は、発表日時点のものです。これらの情報は予告なしに変更される場合があります。
-

【本件に関する問い合わせ先】

お客さまから…さとふるサポートセンター E-mail：ask@satofull.co.jp

Tel：0570-048-325 受付時間：午前10時～午後5時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）